岡山市立放課後児童クラブ利用料等債権回収等業務委託企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第７条第１項の規定により、次のとおり公示する。

令和８年１１月１６日

岡山市長　大森　雅夫

１　目的

岡山市立放課後児童クラブ利用料等債権回収等業務を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、最適な提案者を特定するもの。

２ 業務の概要

（１）委　託　名　　岡山市立放課後児童クラブ利用料等債権回収等業務委託

（２）業 務 内 容　　別添「岡山市立放課後児童クラブ利用料等債権回収等業務委託仕様書（案）」参照

（３）委 託 期 間　　契約日から令和９年３月３１日まで

（４）概算予算額　　総額２，２００，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

（５）支 払 条 件　　毎月払い（毎月の業務完了後、本市の検査に合格した場合、請求書を受理した月の翌月末日までに支払う。）

（６）契約保証金　　免除

３ 参加資格

以下の（１）～（５）のいずれにも該当すること。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４及び岡山市契約規則（平成元年市規則第６３号。以下「契約規則」という。）第２条第１項の規定に該当しないものであること。

（２）企画競争参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和６１年市告示第１２０号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格名簿」という。）に登載され、役務部門の業種「その他の委託」業種細区分「その他の委託」に登録のあること。登録されていない場合は、企画競争参加申請書の提出時に、別紙１のとおり有資格者名簿の登載に必要な書類と同等の書類を提出すること。

（３）企画競争参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。

（４）次の①、②のいずれかに該当すること。

① 弁護士法（昭和２４年法律第２０５号）第３０条の２に規定する弁護士法人であり、弁護士法人又は弁護士法人に所属する弁護士が同法第５７条第１項又は第２項に規定する懲戒を過去３年間で受けていないこと。

② 弁護士法第８条に規定する弁護士であり、かつ、同法第５７条第１項又は第２項に規定する懲戒を過去３年間で受けていないこと。

（５）国税、都道府県税、市区町村税及び社会保険料の滞納がないこと。（別紙２に定める書類を提出すること。）

4　日程及び期限

内　容	日程・期限
仕様書等の交付	公示日から令和８年１２月７日(月)午後３時まで
仕様書等に関する質問受付	公示日から令和８年１１月２６日(木)午後３時まで
仕様書等に関する質問回答	令和８年１１月３０日(月)午後３時頃岡山市ホームページに掲載
企画提案書等の提出	令和８年１２月１日(火)から 令和８年１２月７日(月)午後５時（必着）まで
ヒアリング（プレゼンテーション）	実施しない
特定結果の通知	令和８年１２月１１日(金)頃

5　仕様書等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他＞令和８年度）からダウンロードすること。

ホームページアドレス　(https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-18-0-0-0-0-0.html)

6　仕様書等に関する質問の受付及び回答

仕様書等に関する質問を受け付ける。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けない。

（１）受付方法

電子メールで、メールの件名を「【企画競争質問】岡山市立放課後児童クラブ利用料等債権回収等業務委託」として、質問書（様式１）を岡山市岡山っ子育成局子育て支援部地域子育て支援課（以下「地域子育て支援課」という。）へ送信すること。

また、送信後は、必ず電話にて到着確認（直通電話 086-803-1589）を行うこと。

なお、使用する電子計算機の性能、電気通信回線への接続状況等の良否により所要時間に差が生じることから、時間的な余裕を持って質問すること。

【電子メールアドレス】　　jidouk@city.okayama.jp

（２）回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他＞令和８年度）へ掲載する。

【留意事項】

① 質問に対する個別回答は行わない。

② 質問を行った事業者名は公表しない。

③ 質問に対する回答内容は本公示・仕様書等の一部とみなす。
④ 意見の表明と解される質問､本事業に関係ない事項等の質問に対しては回答しない。

7　企画提案書等の提出

（1）提出方法

企画競争参加者は、提出締切日までに下記の提出書類を地域子育て支援課へ「岡山市立放課後児童クラブ利用料等債権回収等業務委託 企画提案書在中」と朱書きの上、一般書留又は簡易書留により郵送又は持参すること。

（2）提出書類

	名　　称	様　式
1	■企画競争参加申請書	様式２
2	■（該当者のみ）有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けるための書類（別紙１参照）	
3	■弁護士法第８条に規定する弁護士又は同法第３０条の２に規定する弁護士法人であることを証する書類の写し	
4	■業務実績調書	様式３
5	■企画提案書 ・別紙３「企画提案書作成要領」に従い作成すること。	
	□　表紙	様式４
	□　業務取組方針	様式５
	□　組織・実施体制	様式６
	□　個人情報の保護体制	様式７
	□　催告・収納業務	様式８
	□　納付相談・納付指導業務	様式９
	□　報告業務	様式１０
	□　独自提案	様式１１
6	■成功報酬見積書 ・本業務にて回収した滞納債権に対する成功報酬率を整数値で明記すること。ただし、消費税額（地方消費税を含む。）は含まない。	様式１２
7	■（該当者のみ）国税、都道府県税、市区町村税及び社会保険料の滞納がないことを確認するための書類（別紙２参照）	

（3）提出部数 各１１部（内訳は以下①・②のとおり）

① 社名、代表者印のあるもの１部（正本）
② 社名、代表者印のないもの１０部（副本）

（4）提案書における注意事項

① 連絡先（担当者名、電話番号、電子メールアドレス等）を記入のこと。
② 提出する企画提案書は、提案者ごとに１案とする。
③ 仕様書等に関する質問回答を確認のうえ、提出すること。
④ 契約締結後の実現可能性について、十分考慮したうえで提案すること。
⑤ 提出期限までに提出しなかった者は、いかなる理由でも特定されない。
⑥ 提出期間後の企画提案書等の差し替え、再提出は認めない。
⑦ 本文で使用する文字のフォントは図面や表を除き原則として１０．５ポイント以上とする。
⑧ 専門用語や略語を使用する場合には、初出の箇所に一般用語を用いて定義を記述すること。また、必要に応じて注釈を付記すること。
⑨ 副本は、提案内容についても応募者の会社名又は会社名を類推できる名称及びロゴを使わないこと。

８ 特定方法等

（１）審査体制

岡山市立放課後児童クラブ利用料等債権回収等業務委託企画競争審査委員会（以下「委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。

（２）審査方法

① 委員会は、提出書類により参加資格審査を行ったのち、参加資格が満たされている者について、業務実績、提案内容、成功報酬見積率の評価項目について評価を行う。
② 委員会は、書面審査などを経て、各委員が評価基準を基に１００点満点で審査し、各委員の合計点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。
③ 合計点が同点の提案者があり、最適提案者及び次順位提案者が特定できないときは、見積率を除く評価項目の合計点により、最適提案者及び次順位提案者を特定する。
④ 上記③の場合においても同点の場合は、くじ引きによるものとする。当該提案者のうち、くじを引かない提案者がいる場合は、これに代えて当該事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（３）評価基準

別紙４「岡山市立放課後児童クラブ利用料等債権回収等業務委託企画提案書等評価基準」のとおり

（４）提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とする。

① 「３ 参加資格」を満たさなくなった場合
② 提出書類に虚偽又は不備があった場合
③ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
④ 提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があっ

た場合

⑤ 提出期限内に必要な書類を提出しない場合。

⑥ 提出書類が１提案者につき２件以上あった場合。

⑦ 郵送による提出において一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法で提出した場合。

⑧ その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

（５）特定結果の通知

最適提案者及び次順位提案者の特定結果については、提案者全員へ書面により通知する。

（６）特定結果の公表

最適提案者等の特定結果は、ホームページで公表する。

9　契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じない。

本市は、委員会で特定された最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第２３４条（昭和２２年法律第６７号）に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

また、本市と最適な提案者との間で契約締結に至らなかった場合、その理由の如何を問わず、本市は最適な提案者に対し、一切の損害賠償責任を負わない。

10　その他留意事項

（１）提案書の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とする。

（２）提出された提出書類は、審査以外には使用しない。

（３）提案書は、原則として返却しない。返却が必要な場合は、提案時にその旨を申し出ること。

（４）提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがある。

（５）提案書は、岡山市情報公開条例（平成１２年市条例第３３号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となる。

ただし、提案書特定期間中は、同条例第５条第４号イの規定により、開示の対象としない。

（６）この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではない。

（７）この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び

円とする。

（８）提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的に使用しない。

（９）その他、当企画競争の実施及び契約の締結については、本公示で定めるもののほか、岡山市契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによる。

(10) 受付等を行う日及び時間

受付日：土曜日，日曜日及び祝日（岡山市の休日を定める条例（平成元年９月２５日，市条例第４４号）に定める市の休日）を除いた日

受付時間：午前８時３０分から午後５時１５分の間

【提出先・問い合わせ先】

岡山市岡山っ子育成局子育て支援部地域子育て支援課（岡山市役所新庁舎１２階）

担当：大武、田邉

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目１番１号

電話：(086)803-1589

FAX ：(086)803-1718

電子メール：jidouk@city.okayama.jp